

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の人員及び設備に関する基準について

(1) 人員に関する配置基準

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	<ul style="list-style-type: none"> 原則専らその職務に従事する常勤の者1名
オペレーター (1)	看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、又は介護支援専門員 (上記の資格を有するオペレーターの勤務時間外に当該オペレーター又は看護職員との連携により利用者からの通報に適切に対処できる場合は、サービス提供責任者として1年以上(介護職員初任者研修及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあつては3年以上)従事した者も可能)	<ul style="list-style-type: none"> 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯を通じて1以上 オペレーターのうち1名以上は常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、又は介護支援専門員 オペレーターは、原則、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、次の職務に従事できる。 <ol style="list-style-type: none"> ①定期巡回サービス及び訪問看護サービス ②同一敷地内の訪問介護、訪問看護、夜間対応型訪問介護事業所の職務 ICT等の活用により、事業所外においても利用者情報が確認できるとともに、電話の転送機能等により利用者からのコールに即時対応できる場合は、随時訪問サービスを行うことができる。
定期巡回を行う訪問介護員等(2)	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員初任者研修過程修了者 旧介護職員基礎研修過程修了者 旧訪問介護員養成研修1級過程修了者 旧訪問介護員養成研修2級過程修了者 看護師、准看護師、保健師、助産師 等	<ul style="list-style-type: none"> 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
随時訪問サービスを行う訪問介護員等(3)	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員初任者研修過程修了者 旧介護職員基礎研修過程修了者 旧訪問介護員養成研修1級過程修了者 旧訪問介護員養成研修2級過程修了者 看護師、准看護師、保健師、助産師 等	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上
訪問看護サービスを行う看護師等(※1)(※2)(4)	(看護職員) 保健師、看護師又は准看護師 (その他) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	(看護職員) <ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法で2.5以上 看護職員のうち1名以上は常勤の保健師又は看護師 看護職員のうち1名以上は提供時間帯を通じて連絡体制が確保されていること (その他) 実情に応じた必要数(配置しないことも可)

計画作成 責任者	看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、又は介護支援専門員	(1) から (4) に掲げる業務に従事する従業者のうち資格要件を満たす者 1 名以上
-------------	---------------------------------------	---

(※1) 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業のみを行う場合、指定訪問看護事業所と連携することで上記の人員基準における「訪問看護サービスを行う看護師等」の基準は満たさなくてもよい。

(※2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と訪問看護の指定を併せて受け、かつ同一の事業所において一体的に運営している場合に、当該訪問看護事業所で看護職員を 2.5 以上配置しているのであれば、定期巡回随時対応型訪問介護看護における看護職員 2.5 以上の配置の要件も満たしているものとみなされる。なお、これに加えて複合型サービスの指定を併せて受け、一体的に運営する場合は、さらに常勤換算で 2.5 以上の看護職員の配置が必要になる。

【注意事項】

- ① 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ② 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。※ 育児・介護休業法により勤務時間短縮されている場合は例外あり。

(2) 設備に関する基準

設備	基準概要
相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
事務室	
その他必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・手指洗浄の設備等感染症予防に必要な設備 ・オペレーターが携帯する機器（利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等、随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等） ・利用者に配布する通信のための端末機器
【注】	
・事務室については、職員、設備備品を配置できる広さを確保してください。	

(その他必要な設備の考え方)

設備	留意事項
手指洗浄の設備	・共用タオルを取り付けないこと。
利用者の心身の状況等の情報を蓄積することのできる機器	・利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等については、事業所・事業者内のネットワークや情報セキュリティに十分配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はない。また、常時利用者の情報にアクセスできるとは、こうした情報通信技術の活用のみに限らず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が、日々の申し送り等により随時更新され当該事業所において一元的に管理されていること等も含まれる。
随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器	・利用者からの通報を受けられるための機器については、必ずしも当該事業所に設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできる。また、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受けた際に瞬時にそれらの情報が把握で

	<p>きるものでなければならないが、通報を受診する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一でなくても差し支えない。したがって、通報を受ける機器としては、携帯電話であっても差し支えない。</p>
<p>利用者に配布するための通信機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければならない。ただし、利用者の心身の状態によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し、携帯電話等を配布すること又はケアコール端末を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えない。 ・利用者に配布するケアコール端末等については、オペレーターに発信する機能のみならず、オペレーターからの通報を受診する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上で互いの状況を確認しあいながら、対話できるもの等を活用し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するものであることが望ましい。